

## 三春交流館まほら まほらホール 施設使用料一覧

- ◆ 使用する時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算します。
- ◆ 算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

### ■施設使用料

#### ①基本使用料

施設の別		使用区分	午前・午後 (9:00～17:00)	夜間 17:00～22:00	全日 (9:00～22:00)
			1時間当り	1時間当り	総額
まほらホール	一式	平日	3,100	4,000	44,800
		土・日・祝日	3,900	5,000	56,200
	舞台のみ	平日	1,000	1,300	14,500
		土・日・祝日	1,300	1,700	18,900
	客席のみ	平日	1,900	2,500	27,700
		土・日・祝日	2,400	3,100	34,700
	ホワイエのみ	平日	1,000	1,300	14,500
		土・日・祝日	1,300	1,700	18,900
小ホール			900	1,100	12,700
A室(楽屋)			500	600	7,000
B室(楽屋)			500	600	7,000
C室(学習室)			400	500	5,700
D室(学習室)			400	500	5,700
和室(大)			600	700	8,300
和室(小)			400	500	5,700
交流広場			500	500	7,000

#### ②特別使用料 (上記基本使用料に増減される使用料のこと)

種別	使用料の額	使用料の意味
入場料徴収加算料	入場料が 1,000円未満→基本使用料の100分の20を加算	入場者から入場料を徴収する場合に基本使用料に加算される使用料
	1,000円以上 3,000円未満→基本使用料の100分の30を加算	
	3,000円以上 5,000円未満→基本使用料の100分の60を加算	
	5,000円以上→基本使用料の100分の100を加算	
	5,000円以上→基本使用料の100分の100を加算	
時間外使用料	超過使用直前直後の基本使用料の100分の130	午前9時以前又は午後10時以降に引続き使用する場合の使用料
営業使用料	基本使用料の150分の150	入場料を徴収しないで、物品の宣伝販売などの営業定性格を有する目的で使用する場合の使用料
準備等使用料	基本使用料の100分の70	催事で使用する際に、その準備や練習のために使用する場合の使用料
楽屋使用料	基本使用料の100分の40	催事で使用する際に、楽屋として使う各室に適用する使用料

※1 入場料とは、入場料、会費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価を意味します。入場料徴収加算料は、座席などにより入場の対価の額がことなる場合はその最高額を対象とします。

※2 町民以外の者若しくは団体又は町民以外の者が主たる構成員となっている団体が使用する場合は、基本使用料を50%加算します。